

2022年12月16日

日本公認会計士協会
会長 茂木 哲也

令和5年度与党税制改正大綱に関する会長コメント

本日公表された自由民主党及び公明党の「令和5年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」といいます。）では、我が国の個人や企業、そして地域の潜在的なポテンシャルを最大限引き出し、「成長と分配」の好循環を生み出してゆく施策についての中長期的な取組に言及されています。当協会は、毎年、我が国経済社会の健全な維持・発展に貢献するため、公平・中立的な立場から、我が国の税制に対する建設的な意見の表明を行っております。その立場から、本年6月に、「税制の在り方に関する提言」と、「令和5年度税制改正に関する個別意見」を取りまとめた「令和5年度税制改正意見書」（以下「改正意見書」といいます。）を公表しました。

与党大綱では、令和5年10月から施行されるインボイス制度、また、令和5年12月末をもって経過措置の期限が到来する電子帳簿保存法における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、企業実務への配慮から多くの緩和措置が施されることが明らかにされました。インボイス制度及び電子帳簿保存法における保存制度の円滑な実施のため、これらの措置の必要性について、当協会は改正意見書において「小規模事業者の事務負担等に十分配慮」した制度設計を求め、また、関係団体等に向けて積極的に意見発信してまいりました。

また、我が国の経済成長を促進するためのスタートアップ・エコシステムの抜本的強化税制については、大胆な再投資促進税制が創設され、IPO以外の出口戦略にも資するオープンイノベーション税制の拡充、研究開発税制における研究開発型スタートアップ企業の拡充、新たなイノベーションを創出するための試験研究の範囲の見直し、さらには先導的人材投資税制と併せ、当協会が改正意見書で示している「オープンイノベーションに対する税制面での環境整備について一層の充実を図ること」の趣旨に通底するものと考えます。

資産課税に関しては、昨年度の与党大綱で、「格差の固定化防止等の観点」から「資産移転時期の選択に中立的」な相続税・贈与税の一体的な見直しが示唆されていたところ、暦年贈与における相続前贈与の加算期間の見直し等が明らかにされました。これらはいずれも、当協会が改正意見書で示している「資産格差を助長しないための税制の見直し」と同じ基軸にあるものと考えます。

なお、国際課税に関して、グローバル・ミニマム課税については令和5年度税制改正以降順次法制化される旨に言及されていますが、日本企業の国際的な事業活動を阻害し

ない簡素で実効性のある制度を求める当協会の改正意見書の趣旨が反映され、日本企業の国際進出を後押しするような制度となることを期待いたします。

最後に、与党大綱では、「更なる税負担の公平性の確保」、「働き方への中立性の確保」、「世代間・世代内の公平の実現」、「経済のグローバル化・デジタル化」、さらには「デジタル田園都市国家構想」を将来に向けて実現すべく中長期的な税制の方向性が示されています。当協会は、税務を含む会計全般の専門家たる公認会計士の団体として、より良い経済・社会の実現に貢献すべく、引き続き積極的に意見発信してまいります。

以 上